

愛玩飼養捕獲に関する情報

1. 愛玩飼養対象種の変遷等

年	出来事
明治6 (1872) 年	鳥獣猟規則の制定
明治25 (1892) 年	狩猟規則の制定
明治28 (1895) 年	狩猟法の制定
大正7 (1918) 年	狩猟法の制定 (全部改正)
昭和22 (1947) 年	法定猟具からかすみ網が除かれる
昭和25 (1950) 年	法令改正により、非狩猟鳥獣を飼養する際の飼養許可制度が開始 愛玩飼養の可能な種が、「メジロ、ホオジロ、ウソ、マヒワ、ウグイス、ヒバリ、ヤマガラ」の7種に限定される (数は確認とれず)
昭和32 (1957) 年	鳥獣審議会答申において、愛がんのための飼養目的での捕獲については、「本来捕獲を禁止すべき」
昭和38 (1963) 年	「狩猟法」を改正し、「鳥獣ノ保護及狩猟ニ関スル法律」に名称変更する
昭和53 (1978) 年	自然環境保全審議会答申において、愛がんのための飼養目的での捕獲については、「廃止することが望ましい」
昭和54 (1979) 年	愛玩飼養が可能な種が、「メジロ、ホオジロ、ウソ、マヒワ、ウグイス」の5種に限定される (数は確認とれず)
昭和55 (1980) 年	愛玩飼養が可能な種が、「メジロ、ホオジロ、ウソ、マヒワ」の4種に限定され、員数は種の如何にかかわらず、1世帯1羽
平成元 (1989) 年	鳥獣飼養許可証様式を改正。飼育には「保有許可証」(文書)と「装着許可証」(足環)が必要
平成3 (1991) 年	かすみ網の所持または販売する等の行為が規制される
平成11 (1999) 年	愛玩飼養が可能な種が、「メジロ、ホオジロ」の2種に限定され、数は種の如何にかかわらず、1世帯1羽
平成14 (2002) 年	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と改正され、条文がひらがな書き・口語体に改められた。「第27条」が新たに設置され、違法に捕獲または輸入した鳥獣の飼養、譲渡し等が禁止される
平成18 (2006) 年	鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について(中環審答申)において「愛玩飼養の対象となる鳥類については、その捕獲により国内産鳥類の保護に好ましくない影響を与えることがないよう、その生息状況等を踏まえた適切な取扱いを進める必要がある」
平成19 (2007) 年	愛玩飼養が可能な種が、「メジロ」のみとなり、さらに1世帯に1羽のみに限定される
平成23 (2011) 年	環境省は第11次鳥獣保護事業計画のもとになる基本指針に、愛玩飼養目的の野鳥捕獲について原則許可しないことを明記。また、既に許可を得て飼養している個体は、毎年登録票の更新にて、飼養個体と個体識別のための装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うことも明記
平成24 (2012) 年	4月1日より全国自治体において第11次鳥獣保護事業計画に則り「愛玩飼養目的の野鳥の捕獲」が原則禁止される

2. メジロについて

日本に分布するメジロ *Zosterops japonicus* は、メジロ科 (*Zosteropidae*) メジロ属 (*Zosterops*) に属する種である。メジロ科 *Zosteropidae* に属するものは全世界から 13 属 98 種が知られており、そのうち、最も分布が広く、種数の多いメジロ属 *Zosterops* に属する種はメジロ科の約 3/4 にあたる 75 種が認められている。メジロ属の種は、大西洋のアフリカ西部沿岸の島嶼、アフリカ南部、インド、インド洋の島嶼からインドシナ、インドネシア、中国、日本、韓国、台湾、フィリピン、太平洋南西部の島嶼、オーストラリア、ニュージーランドに分布する。小さな島だけに分布する固有種や固有亜種が多い (山階鳥類研究所 2013)。



図1 吸蜜のためツバキに飛来したメジロ
(東京都東村山市 2013. 1. 17 撮影)

1) 生態について

【分布】

メジロ (*Z. japonicus*) は、伊豆諸島、小笠原諸島、南西諸島を含む日本、韓国南部沿岸、済州島、台湾、海南島を含む中国南部、インドシナ北東部にかけて分布し、繁殖する。また、サハリン南東部 (Nechaev 1991) と南千島の国後島 (ネチャエフ・藤巻 1994) からも記録がある。メジロは北方で繁殖する個体群が南方に渡り越冬することが知られており、北海道と本州北部では主に夏鳥である。また、日本本土の基亜種が伊豆諸島や南西諸島から記録され (日本鳥学会 2012)、中国本土のメジロの亜種が冬期に海南島で記録されている (Chen 1987)。しかし、日本産のメジロが国外である中国本土や台湾、海南島から記録された例は知られていない (山階鳥類研究所 2013)。

【生息地】

平地から山地までのいろいろな林に生息するが、よく茂った常緑広葉樹林を最もよく好む。また、市街地の公園や住宅の庭にも姿を見せる (中村・中村 1995)。

【形態】

全長 12cm で雌雄同色。成鳥は顔、頭部から背、肩羽、上尾筒にかけて暗黄緑色で、目の周りには明瞭な白色のアイリングがある。喉から上胸は黄色で、胸から腹は白色。脇は

暗褐色。嘴は黒色で基部は鉛色。足は鉛褐色（真木・大西 2000）。

【採食】

樹上生活が主で、枝から枝へと身軽に渡り歩き、軟らかい木の実、昆虫類などを食べるが、特に甘いものが好きで熟したカキの実のほか、先端部がブラシ状となっている舌でウメ、サクラ、ツバキなどの花を訪れて花蜜を食べる。雛に与える餌は昆虫類などの動物性のものが中心となる（中村・中村 1995）。

【繁殖】

繁殖期は5月～8月で、年1～3回、一夫一妻で繁殖する。雑木林や広葉樹林内の灌木の地上から1.5～12mの高さの枝先の二叉部分に営巣する。巣作りは雌雄共に行い、最初に二叉の枝にクモの巣を巻き付けてハンモック状にし、その中にススキの穂などを運び込み、整形しながらお椀形の巣をつくる。1腹卵数は4～5個。雌雄交替で抱卵し、約11日で孵化する。雛への給餌は雌雄ともに行い、11～12日で巣立つ（中村・中村 1995）。

【亜種】

山階鳥類研究所（2013）によるとメジロは日本の国内に6亜種、国外に3亜種の合計9亜種に分けられており、各亜種の分布図を以下に示した。

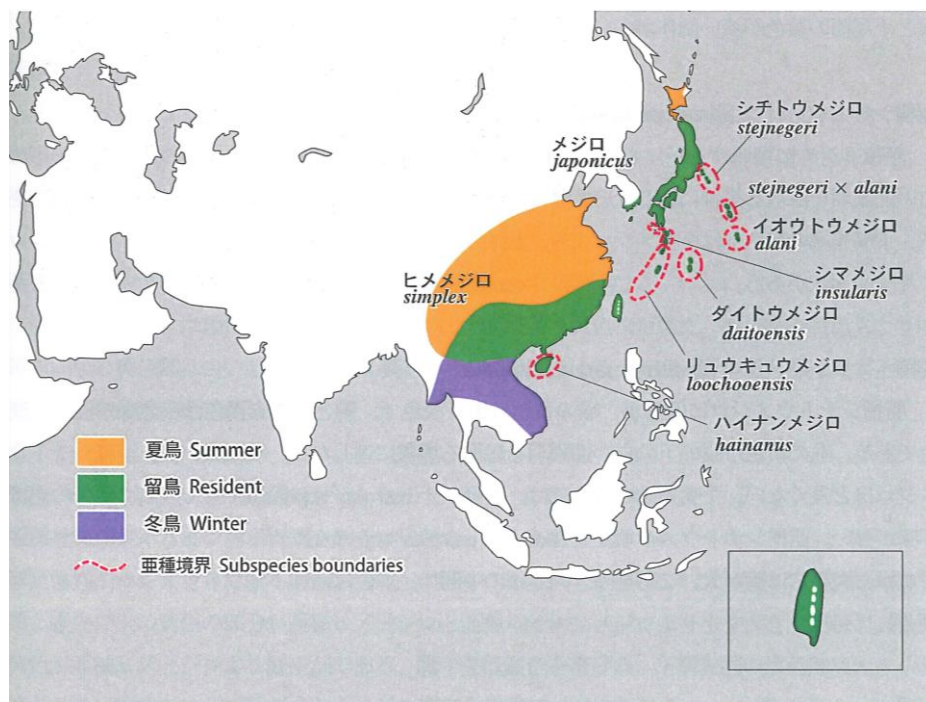


図2 メジロ (*Z. japonicus*) の各亜種の分布（山階鳥類研究所 2013 より）

2) メジロの交雑に関する情報

国内に生息するメジロ (*Z. japonicus*) について、小笠原群島の父島・母島と周辺の島に分布するメジロは、亜種シチトウメジロ (*Z. j. stejnegeri*) と亜種イオウトウメジロ (*Z. j. alani*) との交雑個体群（亜種間交雑）であることが報告されている。

また、McCarthy (2006) にはメジロ (*Z. japonicus*) 以外のメジロ属に関する種間交雑や亜種間交雑の事例が複数記載されている。事例の多くは、当時の分類では別種とされていた種同士の交雑事例で、現在の分類では亜種間交雑とされるものであった。

種間交雑としては、次の2つの事例が記載されていた。

まずは、ハイムネメジロ (*Zosterops lateralis*) とキバラメジロ (*Zosterops luteus*) の大規模な自然交雑事例。ハイムネメジロのオーストラリア東部分布集団 (キバラメジロ分布地と隣接) の mtDNA のハプロタイプは、ハイムネメジロのオーストラリア西部分布集団よりキバラメジロと密接な関係を示しており、大規模な交雑が起こったことを示唆していた。ただ、両種の交雑は大規模なものであったものの、過去のある時期に発生したもので、現在交雑が進行しているものではないと考えられている。

もうひとつの事例として、メジロ (*Zosterops japonicus*) とハイバラメジロ (*Zosterops palpebrosus*) の飼育下での交雑の事例が報告されている。

3. 外国産鳥類の輸入状況

平成 17 (2005) 年 9 月 1 日からは動物の輸入届出制度 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく) が開始され、生きた鳥類を輸入する場合は、輸入する鳥類の種類、数量等を記載した届出書を作成し、感染症に関する安全性について証明した輸出国政府機関発行の衛生証明書を添付した上で届出を行うことが義務付けられている。届出の状況について、輸入鳥類の種類や数、輸出国などの統計データが毎年取りまとめられ、厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069864.html> (2016. 1. 5 アクセス)) で公表されている。公表データより、平成 17 (2005) 年度から平成 25 (2013) 年度までの鳥類の届出数を表 1 に、年度別の届出数の推移のグラフを図 3 に示した。

表 1 年度別の鳥類の輸入届出数

年度	届出数量	届出件数
平成17 (2005) 年度	37,909	975
平成18 (2006) 年度	109,821	3,311
平成19 (2007) 年度	96,329	3,793
平成20 (2008) 年度	111,303	4,348
平成21 (2009) 年度	75,517	3,228
平成22 (2010) 年度	20,863	1,429
平成23 (2011) 年度	21,182	1,346
平成24 (2012) 年度	20,293	1,495
平成25 (2013) 年度	24,287	1,613

平成 17 年度は平成 17 年 9 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までの集計

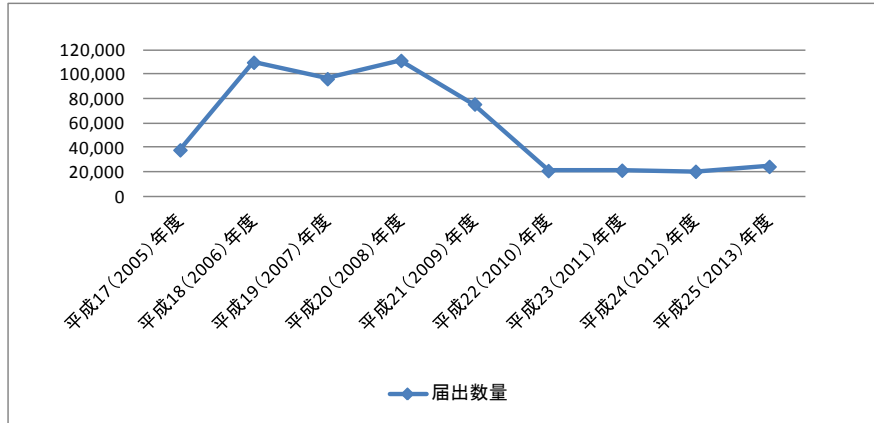


図3 年度別の鳥類の輸入届出数の推移

平成 18 (2006) 年度から平成 21 (2009) 年度までは輸入届出数は多く、年間 7 万羽から 11 万羽の間で推移していた。平成 22 (2010) 年度には、輸入届出数は急激に減少し、それ以降は年間 2 万羽程度で推移している。

一方、種類別の届出数については、平成 22 (2010) 年度から平成 25 (2013) 年度までのデータが閲覧可能であった。その中からメジロ科の種について、種類毎、年度別に集計したものを表 2 に示した。

表 2 年度別のメジロ科の輸入届出数

種名	平成22年度 届出羽数	平成23年度 届出羽数	平成24年度 届出羽数	平成25年度 届出羽数
キイロメジロ	350	0	0	0
ヤマメジロ	0	710	0	502
メジロ科のうち不明なもの	100	100	0	0

近年はアフリカ原産のキイロメジロ (*Zosterops senegalensis*) とヤマメジロ (データには学名の記載が出ていない。そのままの和名で正しければ、フィリピン・インドネシア原産のヤマメジロ (*Zosterops montanus*)、若しくはアフリカ原産のアフリカヤマメジロ (*Zosterops poliogastrus*) と考えられる) を中心に、年間 450~800 個体程度輸入されている。

4. 密猟に関する情報

野鳥の密猟状況を把握するために、平成 12（2000）年から平成 27（2015）年の新聞記事について地方新聞（40 社）を対象に検索した。検索の結果 313 件の記事が抽出されたが、具体的な密猟や違法飼養の摘発などに関する 58 の記事を抽出した。

密猟や違法飼養などの対象となったのは 4 目 13 科 30 種で、一番多く新聞に掲載されていたのはメジロで 34 回、次いでオオルリが 13 回、ヤマガラが 10 回と続き、メジロの密猟や違法飼養といった違反の多いことが伺えた（表 3）。

また、メジロを含む密猟の新聞記事事件数の経年変化を見ると、平成 12（2000）年から平成 19（2007）年までは 0～7 件と減少傾向で変動しているが、平成 20（2008）年以降は毎年 1 件程度の摘発が続いていることが確認できる（図 3）。

表 3 新聞検索で掲載された鳥類種と掲載回数

目	科	種名	掲載回数
タカ目	タカ科	オオタカ	6
		サシバ	1
		クマタカ	1
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	1
スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	2
		ヤマガラ	10
		ヒガラ	4
		シジュウカラ	2
	ヒバリ科	ヒバリ	2
	ウグイス科	ウグイス	4
	エナガ科	エナガ	1
	メジロ科	メジロ	34
	ヨシキリ科	オオヨシキリ	1
	ミソサザイ科	ミソサザイ	1
ヒタキ科	クロツグミ	2	
	シロハラ	1	
	ツグミ	1	
	コマドリ	1	
	ジョウビタキ	1	
	キビタキ	2	
	オオルリ	13	
アトリ科	カワラヒワ	1	
	マヒワ	1	
	ベニマシコ	1	
	ウソ	3	
ホオジロ科	ホオジロ	6	
	ミヤマホオジ	1	
	ノジコ	1	
	アオジ	1	

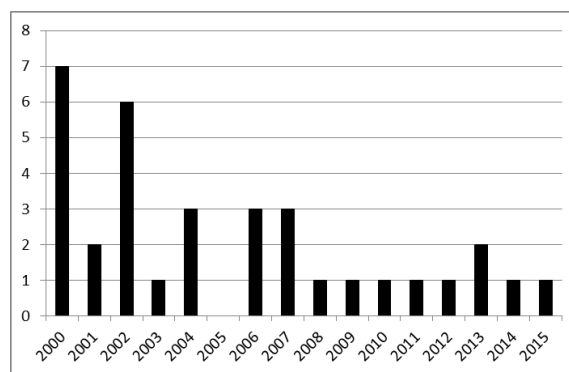


図 4 メジロを含む密猟の新聞記事事件数の経年変化

5. 各都道府県の鳥獣保護管理事業計画での記載状況

47 都道府県のうち愛玩飼養捕獲について「許可しない」、「認めない」などといった記載がなされていたのは 40 都道府県。

残りの県では、原則許可しないが条件付きで許可するといった対応であり、いずれも「愛玩飼養を目的した捕獲については今後廃止を検討」といった表現が記載されていた。

6. メジロに関する統計情報等

毎年まとめている「狩猟関係統計資料」に愛玩飼養目的の捕獲許可による捕獲鳥獣数及び鳥獣飼養状況のデータが収録されている。平成 10（1998）年度～平成 25（2013）年度までのデータから、愛玩飼養目的での捕獲許可によるメジロの捕獲数及びメジロの飼養数の年度毎の合計数の推移をグラフとして図 2 に示す。

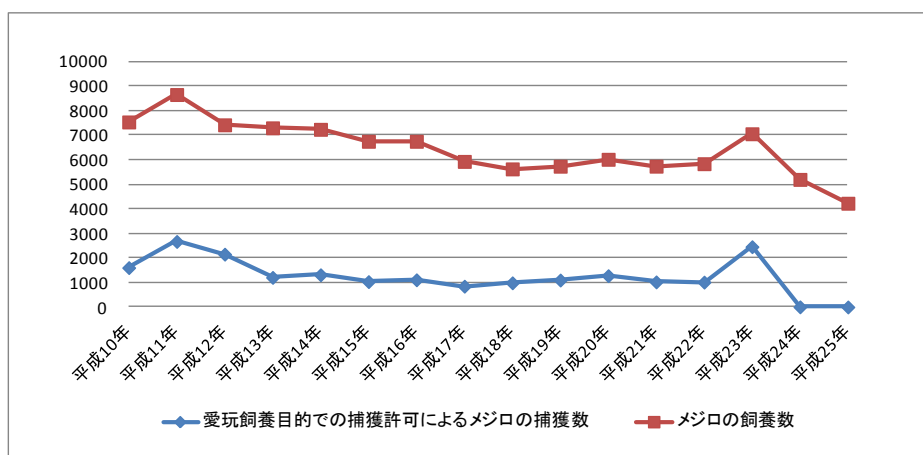


図 5 愛玩飼養目的での捕獲許可によるメジロの捕獲数及びメジロの飼養数の年度毎の合計数の推移

愛玩飼養捕獲及び飼養については、対象種が昭和 54（1979）年から順次減らされており、平成 19（2007）年からはメジロ 1 種のみ、一世帯 1 羽に限り捕獲及び飼養が認められていた。その後、平成 23（2011）年 9 月に行なわれた基本指針の改正において、愛玩飼養捕獲については、原則として許可しないことが明記された。それを受けて、平成 24（2012）年度より捕獲許可の権限を持つ、すべての都道府県で愛玩飼養捕獲は原則として許可していない。そのため、平成 24（2012）年度は合計で 7 羽（2 県）、平成 25（2013）年度は 2 羽（1 県）が許可されたのみとなっている（なお、平成 23 年度までは例年 20 以上の都道府県で許可）。

また、飼養についても平成 24（2012）年以降は新規の飼養許可は原則認めず、以前から飼養していた個体の飼養のみ認めている。さらに、当該個体を識別するための足環の装着（一旦外すと再装着することが不可能となる仕様となっている）が義務づけられ、飼養

許可の更新においては、個体とそれに装着された足環、飼養許可証それぞれの現物確認を伴って毎年行うこととされている。そのため、平成 24（2012）年以降、メジロの飼養数は原則として増加することはなく、実際に減少傾向を示している。

7. 愛玩飼養捕獲にかかるアンケート調査結果

全 47 都道府県に送付し 46 都道府県から回答が得られた。調査結果は以下のとおり。

各都道府県における愛玩飼養捕獲許可の有無について見ると（図 4）、平成23（2011）年度の時点ですでに捕獲が許可されず、平成27（2015）年度でもその状態が継続している都道府県数は28で全体の62%を占めており、そのほとんどが東日本の地域であった。平成 23（2011）年度は許可の実績があったが、平成24（2012）年度以降は捕獲を許可していない都道府県数は14で全体の31%を占めており、四国地方や九州地方に多く見られた。これら2つを合わせて、第11次鳥獣保護事業計画策定後に愛玩飼養捕獲を許可していない都道府県は、全体の93%にのぼった。

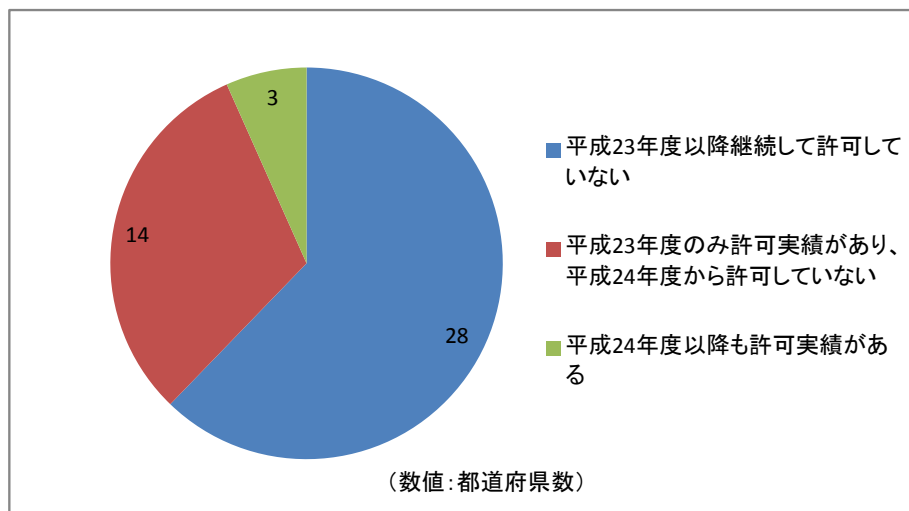


図 6 愛玩飼養捕獲許可の有無に関する都道府県数

愛玩飼養捕獲許可を行わなくなった年について図 5 に示した。古い記録が残っていないためか、すべての都道府県から回答が得られなかったが、回答のあった 28 道府県についてまとめた。

古くは昭和 55（1980）年から捕獲を許可しないようになった都道府県がある。その後平成 19（2007）年度から都道府県数が増加するが、これは第 10 次鳥獣保護事業計画策定の時期に重なる。また、平成 24（2012）年に都道府県数が 14 と急増するが、これも第 11 次鳥獣保護事業計画によるもので、基本指針に沿った形で愛玩飼養捕獲許可を行わない都

道府県が増加した。

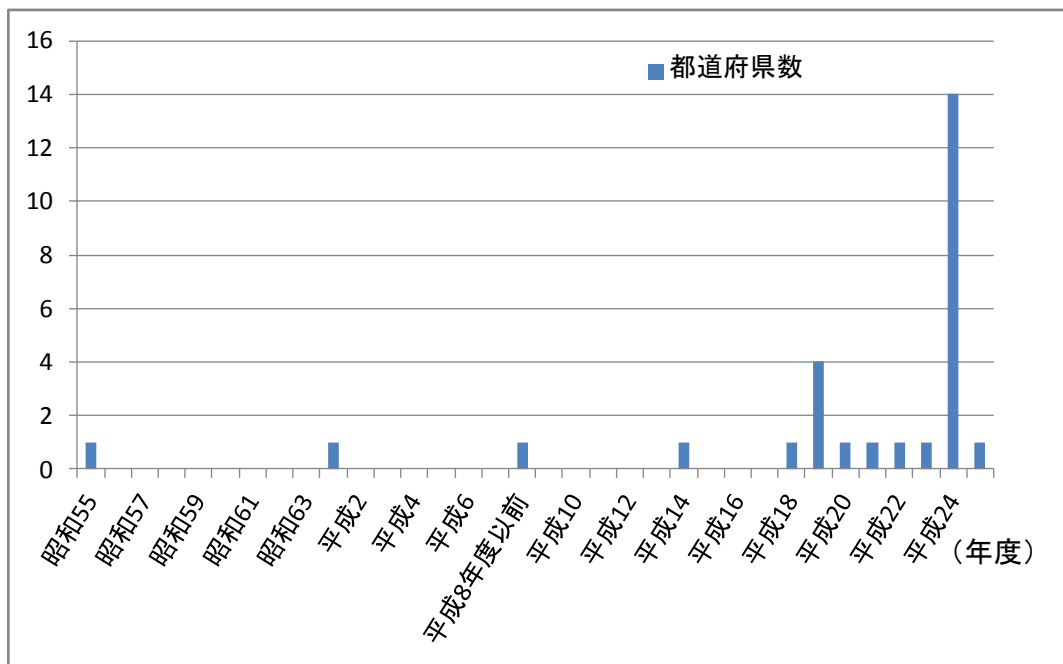


図7 愛玩飼養を目的とした捕獲許可を行わなくなった都道府県数